

令和2年度(2020年度)受験案内

茨木市職員募集のお知らせ

学童保育指導員・窓口受付員

(任期付短時間勤務職員)

次なる
茨木へ。



令和2年7月

◇茨木市とは◇

茨木市は、豊かな自然と交通の利便性に恵まれ、古くからの歴史遺産や文化的伝統が今もまちに息づいている魅力あふれるまちです。また、市民主体のイベントも数多く実施され、市民活動、文化芸術活動が大変盛んなまちでもあります。

これからも、まちの持続的な発展のため、「仕事」、「教育・子ども」、「安全・安心」の充実に加え、一人ひとりの幸せや豊かな生活の実現に向け、暮らしやすく、真に幸せを感じられる魅力的なまちづくりをめざしていきます。

◇茨木市が求める職員像◇

茨木市は、常に市民の目線に立ち市民から信頼される職員、また、新たな課題への挑戦を恐れず自分を変革できる自律した職員像を目標としています。

この職員像を目指すため、市民にとって丁寧でわかりやすい行政運営に努めるとともに、常に問題意識を持ち、課題の解決に向けて積極的に努力する職員を求めています。

◇任用期間・勤務形態◇

職種	任用期間	勤務形態
学童保育指導員	令和3年 4月1日 ～ 令和6年 3月31日	○勤務日 平日：週5日勤務、土曜日：隔週勤務 ○勤務時間 下記時間内で、年間平均週31時間勤務の交替勤務 (平日5時間程度、土曜日・長期休業期7～8時間程度) 通常授業期：13時～18時(月～金曜日) 8時～17時(土曜日) 長期休業期：8時～18時のうち7～8時間程度 ※児童の帰宅時間により、最長19時までの勤務となります。 ※学校の行事等により変更となる場合があります。
窓口受付員		週31時間勤務(1日7時間45分、週4日勤務) ※配属先により、週5日勤務(1日6時間程度)となる場合があります。

◇申込受付期間◇ ※郵送またはインターネット申込みとします。

7月27日(月)～9月6日(日) ※郵送で申し込む場合は、9月4日(金)消印有効。

◇試験日◇

9月20日(日)

インターネット
申込みはこちら→



1 採用職種、採用予定人員及び受験資格

職 種	採用予 定人員	受験資格
学童保育 指導員	66人	<p>次の1から7のいずれかに該当する人または令和3年3月末日までに該当する見込みの人</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保育士（大阪府地域限定保育士（注1）含む）資格を有する人 2 社会福祉士資格を有する人 3 教育職員免許法第4条に規定する免許状（幼稚園、小学校、中学校、高等学校等）を有する人 4 学校教育法の規定による大学、大学院または外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学もしくは体育学を専修する学科またはこれらに相当する課程を修めて卒業（修了）した人（大学において、当該学科または課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、大学院への飛び入学を認められた人及び当該学科または課程を修めて専門職大学の前期課程を修了した人を含む。） 5 高等学校卒業者等（注2）で、2年以上児童福祉事業に従事した人 6 高等学校卒業者等（注2）で、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した人（遊びを通じて児童と継続的な関わりを持った経験のある人をいい、継続的とは、2年以上当該業務に従事し、総勤務時間が2,000時間程度あること。） 7 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した人 <p>（注1）大阪府地域限定保育士とは、大阪府知事が行う国家戦略特別区域限定保育士試験に合格した者をいう。</p> <p>（注2）高等学校卒業者等とは、次の①から③のいずれかに該当する人をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①学校教育法の規定による高等学校もしくは中等教育学校を卒業した人 ②大学への飛び入学を認められた人もしくは通常の課程による12年の学校教育を終了した人（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を終了した人を含む。） ③文部科学大臣が①または②と同等以上の資格を有すると認定した人 <p>※茨木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第11条第3項に規定する「放課後児童支援員」の資格基準と同様。</p>
窓口 受付員	5人	<p>パソコン（エクセル・ワード）操作ができる人</p> <p>※主な配属先・仕事内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民課（住民登録等の各種届出・申請の受付に係る窓口業務など） ・市民税課（所得証明書等の発行や軽自動車の手続きに係る窓口業務など） ・障害福祉課（各種手当の支給や障害者手帳の交付に係る窓口業務など） ・保険年金課（療養費や出産育児一時金の支給に係る窓口業務など） <p>※採用後に所属や仕事内容が変更となる場合があります。</p>

★ただし、次のいずれか一つに該当する人は、受験できません。（地方公務員法第16条）

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 茨木市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

★国籍は問いません。

2 採用の時期

最終合格者として決定した人は、採用候補者名簿に登載し、原則として令和3年4月以降に採用の予定です。ただし、欠員等の状況により、勤務可能な人はそれ以前に採用される場合があります。

3 給与

本市の条例により支給します。

- (1) 月額 170,630円程度（地域手当含む）
（期末勤勉手当を含む年間の収入見込み額は、281万円（月額換算23万4千円）程度となります。）
- (2) その他に時間外勤務手当、通勤手当等の諸手当がそれぞれの条件に応じて支給されます。
- (3) 健康保険、厚生年金、雇用保険に加入となります。また、茨木市職員厚生会の会員になることができます。

4 試験の日程等

第1次試験	日 時	令和2年9月20日（日） 午前10時～正午 （受付時間 午前 9時～午前9時45分）
	場 所	大阪大学吹田キャンパス （※受験人数等により会場を変更する場合があります。）
	試験科目	学童保育指導員 (1) 教養実務試験（択一式） 一般教養（高校卒業程度）及び学童保育指導員として必要な知識 (2) 作文試験（記述式） 学童保育指導員として必要な知識、能力等 窓口受付員 (1) 一般教養試験（択一式） 文章読解能力、数的能力、推理判断能力 (2) 作文試験（記述式） 任期付短時間勤務職員として必要な知識、能力等

【第1次試験免除制度について】

上記受験資格を満たす人で、現に茨木市で受験職種と同職種の任期付職員であり、今年度末日に任期を満了する人は、第1次試験免除申請により第1次試験を免除できます。

☆第2次以降の試験（詳細は第1次試験合格者に別途通知します）

日 時	令和2年10月中旬以降 第1次試験合格者に対してのみ実施します。
場 所	第1次試験合格者に後日通知します。
試験科目（予定）	面接試験（詳細については別途通知）

5 合格者の発表

第1次合格発表	(1) 日時 令和2年10月9日（金） (2) 方法 市役所北玄関前掲示板に掲示するとともに合格者のみに本人あて通知します。また、本市ホームページにも掲載します。
最終合格発表	(1) 日時 令和2年11月中旬以降 (2) 方法 合否にかかわらず本人あて通知します。

6 受験手続

(1) 郵送で申込む場合

受付期間	令和2年7月27日(月) ～ 9月4日(金) (9月4日消印有効)
申込先	茨木市総務部人事課 〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号
提出書類	封筒の表に「試験申込書在中」と朱書し、簡易書留郵便等で送付してください。 ①試験申込書(※1) ②返信用封筒[23.5cm×12cm](404円切手貼付) ③第1次試験免除申請書(現に茨木市職員である人のみ) (郵便番号、あて先を明記のうえ、「簡易書留」と朱書すること。)
注意事項	申込書を受け付けた後、受験票と写真票を送付します。写真(※2)を貼り付け、9月20日(日)の試験当日に必ずお持ちください。受験票・写真票がないと受験できません。

(2) インターネットで申込む場合

受付期間	令和2年7月27日(月) ～ 9月6日(日)
申込用ページ	表紙のQRコードまたは茨木市HPの職員採用情報から
提出書類	上記のページから申し込み後、以下の書類を提出してください。 ①現に茨木市職員である人 第1次試験免除申請書をあわせて送付しますので、次の書類を、9月18日(金)までに総務部人事課へ提出してください。 ・写真票及び第1次試験免除申請書 各1通 ②上記以外の人 次の書類を、9月20日(日)の試験当日に持参してください。 ・受験票及び写真票 各1通
注意事項	申込後、受信完了メールを送ります。また、審査終了後、受付完了メールを送りますので、案内にそって受験票・写真票をダウンロード(※1)し、写真(※2)を貼り付け、9月20日(日)の試験当日に必ずお持ちください。受験票・写真票がないと受験できません。

※1 A4版の白色普通紙(コピー用紙)に黒色一色のインクで印刷してください。

※2 写真は、縦4.5cm×横3.5cmで、申込前6か月以内に撮影した脱帽・上半身正面向きのものとします。

7 試験成績の通知

第1次試験を受験し不合格となった場合、希望する人(本人に限る)に、得点と順位を通知します。申請の方法については、別添「試験成績通知申請書」の注意事項をご覧ください。

8 注意事項

- 申込事項に不備がある場合には、お返しする場合がありますが、このために生じた申込みの遅延等については、責任を負いませんので受験手続には十分注意してください。
- 受験票等が、9月16日(水)までに届かない場合は、電話または次のアドレスにメールで人事課までお問い合わせください。人事課メールアドレス : saiyo@city.ibaraki.lg.jp
- 試験に関する提出書類は一切お返ししません。申込書に記載された情報は、この採用候補者試験の円滑な遂行のためのみに用い、それ以外の目的には一切使用しません。
- 台風、洪水等により試験実施が危惧されるときは、総務部人事課へお問い合わせください。
[9月20日(日)の第1次試験を中止した場合は、10月18日(日)に順延し実施します。]

令和2年7月

茨木市職員採用試験委員会

この試験に関する問い合わせ先
茨木市 総務部 人事課 人事給与係
〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号
TEL 072(620)1601